

平成29年第6回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成29年12月29日 開会

平成29年12月29日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第6回新十津川町議会臨時会

平成29年12月29日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第68号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第9号）

○出席議員（11名）

1番	進 藤 久美子 君	2番	杉 本 初 美 君
3番	鈴 井 康 裕 君	4番	小 玉 博 崇 君
5番	白 石 昇 君	6番	西 内 陽 美 君
7番	安 中 経 人 君	8番	青 田 良 一 君
9番	長 名 實 君	10番	笹 木 正 文 君
11番	長谷川 秀 樹 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
代表監査委員	山 本 忍 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から平成29年第6回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今、出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、安中経人君。8番、青田良一君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎町長発言

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3に入る前に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。議員各位には年の瀬を控え、何かとご多用のところ臨時議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。
そして、年の瀬ということから、大変申し訳なく思っております。
本日お集りいただきましたのは、町の支出事務において、人為的ミスからの支払い遅延という不手際が発生し、不納付加算税を納付しなければならない事態が発生いたしました。まずをもちまして、お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。
この経過と対応につきまして、報告をさせていただきます。
本件につきましては、一刻も早く議会、監査委員の皆様には状況の説明をすべきとの判断のもとに、庁内事務を任せている副町長から、去る12月25日、長谷川議長、笹木副議長、

西内総務民生常任委員長、安中経済文教常任委員長、山本代表監査委員、長名監査委員にその概要の説明をさせていただいたところではありますが、大変重く受け止めなければならない案件でございますので、本日、臨時議会を招集させていただいたところでございます。

不手際のあった概要についてでございますが、議員各位、非常勤特別職、職員からお預かりをしている平成29年6月期分の源泉所得税などの法定納期限が7月10日であったのが、事務的ミスにより1日遅れの7月11日となってしまいました。

このことに伴い、去る12月18日に加算税賦課決定通知書が送付され、遅延して納付した税額の100分の5にあたる不納付加算税額36万6,500円の納付が通知されたところでありませ

ず。源泉所得税等の納付に係る支出事務につきましては、毎月月末の報酬、給与の支払額確定を待って法定の納期限である翌月の10日に税務署へ納付をしているところでござい

ます。言い訳になるかもしれませんが、本件につきましては、暦の関係で電算処理上、一度支払日を7月11日とした伝票処理をした上で、会計管理者との連携のもと、本来の納期限7月10日に支払日を修正して納付するという手筈で事務を進めていたところでありま

すが、連絡、確認等に不手際があったことが要因で、一日遅れとなったところでござい

ます。行政事務を司るプロとして絶対あってはならないことであり、町民の皆さま、議会議員に心よりお詫びを申し上げるとともに、深く反省をしているところでござい

ます。今後においては、再発防止に向けて種々事務改善を行うとともに、職員一丸となって細心の注意をもって業務に当たってまいります。なお、不納付加算税額36万6,500円につきましては、平成30年1月15日を納期限として通知されておりますので、本臨時会において補正予算を付議させていただきたく、併せてご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

改めて深く陳謝申し上げ、源泉徴収税等の納付遅延に係る経過と内容の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第68号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第68号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第9号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,485万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次に、内容の説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。補正のある款のみ説明をさせていただきます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額36万7千円。これは、財政調整基金の繰入れでございます。計3億4,387万円。

歳入合計、補正額36万7千円、計63億8,485万3千円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額36万7千円、計11億6,390万8千円。補正予算額の財源内訳は、すべて一般財源でございます。

歳出合計、補正額36万7千円、計63億8,485万3千円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。補正額36万7千円、計3,459万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容の説明を申し上げます。1、総務事務36万7千円の増額でございます。このことについては、不納付加算税を納付する金額でございまして、本来納付すべき源泉徴収税額、これが733万4,599円でございます。これの5パーセントが不納付加算税になりまして、36万6,500円ということでございます。

日数にかかわらず1日遅延したことによって発生をしたものでございまして、先ほど説明させていただいたとおり、1月15日までに納付をしたく、補正予算を付して説明責任を果たしたいということでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第68号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 1点お伺いさせていただきます。これ財政調整基金の方から補てんするというふうになっておりますが、財政基金の使用目的、どういう場合にこの財政調整基金を利用することができるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の1番議員の質疑にお答えをいたします。

財政調整基金は、一般的な町の財政運営上の安定に資するために設置するということになってございまして、使用目的は定められてはございません。町の財政運営に資するべき目的として使用することが可能となっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） よく説明の意味が理解できなかったのをごさいますけれども、本来、徴収すべき税を期日までに、何て言いますかね、町の方で取らなかったと。で、その取らなかったために納められなかったから、それに対してペナルティーがかかったというような意味でないかなというように理解してるんですけども、どうしてそういうことが起きたのかもちょっと理解できないし、何か今、もうすべて機械処理みたいな話でいつもそちらの方からソフトを取り替えるだ、なんだかんだとそういう話を聞かされてる中で、どうしてそういうことが起きるのか、そのこと自体もちょっと不思議なんですけれども、それともう一つ、この賠償金というものは、本来、誰が払うものなのかということも含めて、もうちょっと優しく、平たく説明していただけないかなと思うんですけども、私はちょっと今の町長の説明で、言っていることがよく分からなかったものですから、申し訳ないですけども、もう一回お願いしたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の8番議員の質疑にお答えをいたします。

まず第1点目の源泉徴収税の、と申しますか、今回の案件の概要でございますが、議員各位あるいは非常勤特別職、職員、こういった方に払う報酬、給与から所得税等ですね、毎月、町は源泉をしてお預かりをしております。それは月末までにその月分を確定させて給与等から控除してお預かりをしております。それを翌月の10日までに国、税務署に納めるということが定められてございます。で、今回の案件につきましては、徴収はして、町の方でお預かりをしておりましたが、会計管理者と私どもの連絡の不手際で、納入が7月11日、1日遅延したというものでございます。皆さんからお預かりしていたものを定められた期限までに納めることができなかったというものでございます。

その発生の要因でございますが、先ほど町長の説明の電算という話もございましたが、それは仕組み上、そのようになってはいますが、全く私ども職員の人為的なミスというふうに考えてございます。確かに電算を処理して、金融機関にこのいくらかの金額をこの口座に振り込むという手続き上、何日かの一定の日数というのは必ず必要となってまいります。その関係でどうしてもちょっと支払日、機械の設定というものを7月11日に一度してしまわなければならない関係があったんですが、その後、必ず支払日を人為的に変更するという手続きを行いますので、その部分を失念してしまったというようなことが、今回の原因でございますので、私どもの職員の人為的なミスというふうに考えてございます。

3点目、その賠償金ということで予算を付議させていただきましたが、本来、誰が払うということで、こういった職員の不手際、こういった場合には、故意でありますとか、そういった不法行為による時には一端、町が支払った後、本人に賠償させるというようなことも判例的にはございますが、今回の案件をいろいろ調査していきますと、人為的なミス、ミスはミスなんですけど、そういった悪意を持ってやっているということではございませんので、職員に賠償を求めるといふことにはならないというような判例がございますので、それに則ることとなろうかと思っております。よって、今回の支払うべき加算税額につきましては、町の会計より支出をさせていただくという内容でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑。

5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） 2点ほどお聞きしたいです。もう一度、同じことを聞くことになると思いますが、10日支払いを11日にして、その11日の分の支払期日を変更をかけるのを忘れたということですね。それでよろしんですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の5番議員の質疑にお答えいたします。

5番議員のおっしゃるとおり、一度、11日に設定をして、それを10日に直すべきところを失念してしまったということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） この事案が発生したのが分かったのは、いつの時点ですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） 私どもがこの件を承知したのは、12月、本年の12月18日に税務署から告知書、納入通知書が送付されて、その事実を知ったということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） 大体、切羽詰まった状態の中で分かったということでありませぬけれども、前回の議会では、まだ分からなかったということですね。分かりました。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） このような件がないように、町としてはこのことについて、どういうふうに関後、対応しようとお考えになっているかお聞かせください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の1番議員の質疑にお答えをいたします。

本案件につきましては、繰り返しになりますが、行政のプロとして起こしてはならないようなことを起こしてしまいました。二度と再発しないということを肝に銘じまして、全庁的な対応を行うとしてございまして、先般、臨時の管理職会議を開催いたしまして、今一度、基本に立ち返ったチェックの励行、あるいは会計管理者とのそういった関係の強化、また、固定された支出に対応するために支払計画表による支出の厳重なチェック。

また、物理的な面では、我々、伝票というものを庁舎内持ち回って、こういった支出の事務をしておりますが、こういった特殊な伝票を見逃さないような決裁用のファイルを新たに購入するなど、そういった対処をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第6回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員